

一般競争入札の公告

一関工業高等専門学校において、下記のとおり物品の購入について一般競争入札に付します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
一関工業高等専門学校で使用する電気
- (2) 調達件名の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和8年3月2日から令和9年3月1日
- (4) 納入場所 一関工業高等専門学校
- (5) 入札方法

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価(kWh)及び使用電力量に対する単価を記載すること。(小数点以下を含むことができる。)落札の決定は、本校が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)において令和7年度に東北地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和7年3月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 省CO2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (5) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第6条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
郵便番号 〒021-8511
所在地 岩手県一関市萩荘字高梨
機関名 一関工業高等専門学校総務課契約係
電話番号 (0191)24-4712
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所 なし
- (4) 関係書類の提出期限及び場所 令和7年12月26日 14時00分
一関工業高等専門学校 総務課契約係
- (5) 競争入札執行の日時及び場所 令和8年1月15日 13時30分
一関工業高等専門学校 共通会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると本校が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

- ① この一般競争に参加を希望するものは、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ② 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札書を無効とする。
- ③ 本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。
- ④ 入札説明書等の交付は、電子データにより提供するので電子記憶媒体を持参すること。

令和7年11月4日

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 秋保 聡



入札事前登録について

入札説明書等資料については、窓口配布の外、本校ＨＰでも同書類を公表しています。ダウンロードした場合はその旨を必ず申し出て登録受け付けを行って下さい。

未登録の場合、追加情報が提供できなくなりますのでご留意下さい。

入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号	〒０２１－８５１１
所在地	岩手県一関市萩荘字高梨
機関名	一関工業高等専門学校総務課契約係
電話番号	（０１９１）２４－４７１２
FAX	（０１９１）２４－３６２２
メール	z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp
担当者	契約係 佐藤 良紀

メールにより、

件名「一関工業高等専門学校で使用する電気」を付した上で、会社名、部署、担当者名、電話、FAX、メールアドレスについてご連絡下さい。

入 札 説 明 書

一関工業高等専門学校の入札公告（令和 7 年 1 1 月 4 日付け）に基づく入札等については、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則、同契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役

- (1) 一関工業高等専門学校事務部長 秋保 聡
- (2) 所属部局名 一関工業高等専門学校
- (3) 所 在 地 〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨

2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 一関工業高等専門学校で使用する電気
契約電力（常時電力） 530kW
予定使用電力量 1,570,000kWh
- (2) 調達件名の特質等 購入物品の性能等に関し、契約担当役が別紙仕様書で指定する特質等を有すること。
- (3) 納入期間 令和 8 年 3 月 2 日から令和 9 年 3 月 1 日
- (4) 納入場所 一関工業高等専門学校
- (5) 納入方法 本校で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。
（詳細は、別紙仕様書による。）

(6) 入札方法

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（kWh）及び使用電力量に対する単価を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、本校が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 入札金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 4 条及び第 5 条の規程に該当しないものであること。

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度に東北地域の「物品の販売」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、令和7年3月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
- (3) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (5) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第6条の規程に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (6) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (8) 調達のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと。（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (9) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (10) 次に掲げる法人等は、競争入札に参加することができない。
 - ① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
 - ② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨
一関工業高等専門学校総務課契約係
TEL 0191-24-4712
FAX 0191-24-3622
e-mail z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp

(2) 入札説明会の日時及び場所

なし

(3) 入札書の受領期限

令和7年12月26日 14時00分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと)

(4) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び契約事務取扱規則を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。
- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した入札書を作成し、封書に入れ封印し、かつ、その封書表紙に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年1月15日開札〔一関工業高等専門学校で使用する電気〕入札書在中」と朱書しなければならない。
- (ア) 件名
- (イ) 入札金額
- (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
- (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和8年1月15日開札〔一関工業高等専門学校で使用する電気〕入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認さ

れたものを除く。)

- ⑤ 件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの。

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年1月15日 13時30分

一関工業高等専門学校 共通会議室

（競争加入者等は、入札開始時刻の15分前までに到着し、その旨を係員に届け出ること。）

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した

価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書及び納入できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、契約担当役から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記4の(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であつて、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、

競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。

④ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に通知する。

⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と契約書の取り交わしをするものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

適法な請求書の受理により、代金は1カ月毎に支払うものとする。

(8) 契約に係る情報の公表

当機構と一定の関係を有する者と契約する場合には、当機構からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとします。

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和 7 年度の一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書 … 1 部
（全省庁統一資格）の写し
- (2) 入札説明書 3 の競争参加資格 (1), (2), (14) 及び (15) に該当しない者 … 1 部
であることを誓約した書類（別紙 1-2 参照）
- (3) 電気事業法第 2 条の 2 の規程に基づき小売電気事業の届け出をして … 1 部
いることを証明する書類
- (4) 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に … 1 部
関する法律に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図る
ための競争参加資格基準の満たすことを証明する書類（別紙 2-2 参
照）

2 納入又は履行ができることを証明する書類

- (1) 電気を安定的に供給できることを証明する書類 … 1 部
- (2) 小売電気事業において一般送配電事業者との接続が可能である … 1 部
ことを証明する書類

3 参考見積書 … 1 部

（注）上記提出書類の他，補足資料の提出を求める場合がある。

別紙 1－2
(参考例)

令和 年 月 日

競争参加資格に関する誓約書

一関工業高等専門学校契約担当役
事務部長 秋保 聡 殿

	住所	
申請者	商号又は名称	
	代表者	印

申請者は、令和7年11月4日付けで公告のあった「一関工業高等専門学校で使用する電気」の入札に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 入札説明書 3.(2)に定める各号のいずれにも該当しない者であること。
(各号のいずれかに該当する場合には、その旨を契約担当役に申し入れること。)
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
4. 契約担当役が入札説明書 3. (15) に定める暴力団員等に関係する者でないこと。

※押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び本件事務担当者」について記載すること。

本件責任者及び本件事務担当者
部 署 名 : /
氏 名 : /
電話番号 : /

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図るための競争参加資格基準

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」が、平成19年5月23日法律第56号をもって公布され、同年11月22日から施行されているところである。また、平成19年12月7日に「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関わる基本方針」（以下基本方針）が閣議決定され、平成22年2月5日に変更閣議決定された。よって本校の電気の供給を受ける契約の入札においても基本方針に基づき実施するものとする。

入札参加希望者は、入札参加資格の条件として下記の該当する資料を提出すること。下記項目を基に採点を実施し、評価基準を満たした者に限り競争入札への参加を認めるものとする。

但し、入札参加希望者数が3社以上存在しない場合はこの限りではない。

記

1. 入札参加資格は、以下の5つの要素について採点された総合点により評価を行う。総合点が本校設定の基準点を上回った事業者（裾切り方式）に入札参加資格を与えるものとする。

【採点の要素項目】

- ① 令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数
- ② 令和6年度の未利用エネルギーの活用状況
- ③ 令和6年度の再生可能エネルギー導入状況
- ④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量
- ⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

2. 本校設定の基準点とは、要素項目①から⑤の総合点が70点以上であるものとする。

3. 要素①の二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに個別に公表された係数とする。

4. 要素④のグリーン電力証書の譲渡予定量とは、風力、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーを自家発電又は購入し、本校に譲渡する予定量がある場合には、当該予定量を本校使用予定電力量で除した割合を求めること。
5. 電気の需給契約にかかる入札参加資格を求める電気供給事業者は、本校が定めるCO₂排出基準を満たした証しとして別紙 2-2 様式「一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準にかかる申出書」を提出すること。また、本校より当該申出書についての説明及び資料等の提示を求められた際にはこれに応じなければならない。

令和7年度 一関工業高等専門学校で使用する電気の調達に関する競争参加資格条件

【裾切り基準一覧表(70点以上を入札参加資格の条件とする)】
二酸化炭素排出係数及び配点表

要素	区分		配点(点)
①令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位:kg-CO2/kWh)	0.000 以上	0.375 未満	70
	0.375 以上	0.400 未満	65
	0.400 以上	0.425 未満	60
	0.425 以上	0.450 未満	55
	0.450 以上	0.475 未満	50
	0.475 以上	0.500 未満	45
	0.500 以上	0.525 未満	40
	0.525 以上	0.550 未満	35
	0.550 以上	0.575 未満	30
	0.575 以上	0.600 未満	25
	0.600 以上		0
	0.675% 以上		10
②令和6年度の未利用エネルギーの活用状況	0.000% 超	0.675% 未満	5
	活用していない		0
③令和6年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00% 以上		20
	5.00% 以上	8.00% 未満	15
	2.50% 以上	5.00% 未満	10
	0.00% 超	2.50% 未満	5
	活用していない		0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

【未利用エネルギーの活用状況】

未利用エネルギーの活用状況(%) = $\frac{\text{令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端(kWh))}}{\text{令和6年度の供給電力量(需要端(kWh))}} \times 100$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。
- ①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③高炉ガス又は副生ガス
3. 令和6年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. 令和6年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【再生可能エネルギーの導入状況】

再生可能エネルギーの導入状況 (%) =

①+②+③+④+⑤+⑥

⑦

×100

- ①令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))

②令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))

③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)

④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限

⑦令和6年度の供給電力量(需要端(kWh))
1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

2. 令和6年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和3年度の小売り電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

3. 令和6年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

【需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組】

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校 契約担当役 殿

申請者 所在地
会社名
代表者名

印

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準にかかる申出書

当事業所におけるCO₂排出基準につきまして、下記のとおり相違ありませんので申し出ます。

記

【1.令和6年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数】

kg-CO₂/kWh

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準による点数 点

【2.令和6年度の未利用エネルギーの活用状況】

$$\frac{\text{未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{供給電力量(需要端)}} \times 100 = \text{ } (\%)$$

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準による点数 点

【3.令和6年度の再生可能エネルギー導入状況】

$$\frac{\text{①+②}}{\text{③}} \times 100 = \text{ } \%$$

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準による点数 点

- ①令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
②令和6年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))
③令和6年度の供給電力量(需要端(kWh))

【4.グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量】

$$\frac{\text{調達者への譲渡予定量}}{\text{本校予定使用電力量}} \times 100 = \text{ } (\%)$$

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準による点数 点

【5.需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組】

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準による点数 点

一関工業高等専門学校が定めるCO₂排出基準による合計点数 点

(記入例1)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の一の権限を委任します。

記

受任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

委任事項

1. 入札及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
4. 契約物品の納入及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件
7. その他契約に関する一切の権限

委任期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

受任者使用印鑑



※押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び本件事務担当者」について記載すること。

本件責任者及び本件事務担当者

部署名: /

氏名: /

電話番号: /

(記入例2)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事項名 令和8年1月15日一関工業高等専門学校において行われる
一関工業高等専門学校で使用する電気
の一般競争入札に関する件

受任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

委任事項

1. 入札及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
4. 契約物品の納入及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件
7. その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑



※押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び本件事務担当者」について記載すること。

本件責任者及び本件事務担当者

部署名: /

氏名: /

電話番号: /

(記入例 3)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、 を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事項名 令和8年1月15日一関工業高等専門学校において行われる
一関工業高等専門学校で使用する電気
の一般競争入札の入札並びに見積に関する一切の件

受任者使用印鑑



※押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び本件事務担当者」について記載すること。

本件責任者及び本件事務担当者

部署名: /

氏名: /

電話番号: /

(記入例 4)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、 を 株式会社代表取締役 の復代理人と定め、貴校との間における
下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事項名 令和8年1月15日一関工業高等専門学校において行われる
一関工業高等専門学校で使用する電気
の一般競争入札の入札並びに見積に関する一切の件

受任者使用印鑑



※押印を省略する場合は、以下の「本件責任者及び本件事務担当者」について記載すること。

本件責任者及び本件事務担当者

部署名: /

氏名: /

電話番号: /

別紙様式

入 札 書

供給すべき物品の表示

一関工業高等専門学校で使用する電気

入 札 金 額

金

円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

競争加入者（代理人または復代理人）

住 所：

氏 名：

本件責任者及び本件事務担当者

部 署 名： /

氏 名： /

電話番号： /

(記載例)

別紙様式

入 札 書

供給すべき物品の表示

一関工業高等専門学校で使用する電気

入 札 金 額

金

円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の物品を供給するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

競争加入者（代理人または復代理人）

住 所：

氏 名：

本件責任者及び本件事務担当者

部 署 名： /

氏 名： /

電話番号： /

(備考)

- (1) 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人または復代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人または復代理人であることの表示並びに当該代理人または復代理人の氏名を記載すること。
- (3) 押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件事務担当者」について記載すること。

一関工業高等専門学校で使用する電気

Electricity to be used on National Institute of
Technology, Ichinoseki College

仕様書

令和 7 年 1 0 月

一関工業高等専門学校

1. 概 要

- (1) 需要場所 一関工業高等専門学校
岩手県一関市萩荘字高梨
- (2) 業種および用途 学校

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式：交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧）：6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧）：6,000V
- エ 標準周波数：50Hz
- オ 受電方式：1 回線受電

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力（常時電力）：530kW
- イ 予定使用電力量：1,570,000kWh
ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。

(3) 契約使用期間

自 令和 8 年 3 月 2 日 0 時 0 0 分
至 令和 9 年 3 月 1 日 2 4 時 0 0 分

(4) 需給地点

需要場所における構内第 1 柱上に独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校が施設した気 中開閉器の電源側接続点。（別紙 2 のとおり）

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(7) 検針日および計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 検針方法

自動検針装置の有無 : 無

(9) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする。

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(11) 力率

- ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。
なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。
- イ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(12) 燃料費調整

- 供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。
なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 国の法令等に基づき、算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を請求することができるものとする。
なお、賦課金を請求する場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 支払方法

- 供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととする。

(15) 端数の処理

- 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

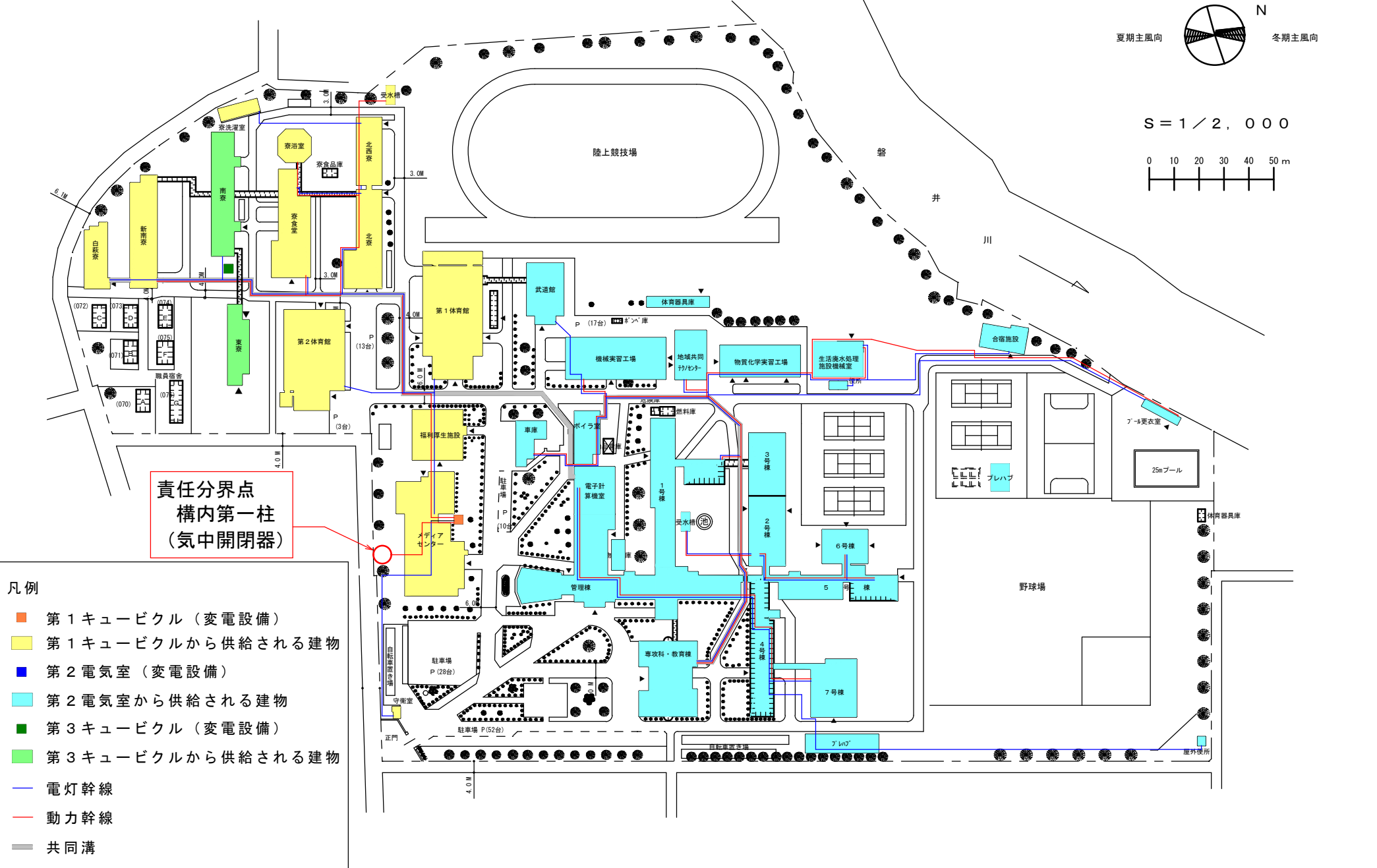
(16) その他

- 電力取引に係わる取り決めは多岐にわたるため、本仕様書に記載なき事項については、供給者が定める約款の規定を踏まえ両者協議の上履行すること。

3. 要求要件の概要

- (1) 本校が要求する期間中、安定した電気の供給が可能であること。
- (2) 障害等が発生した場合に迅速に対処できる体制を有すること。

		契約電力	使用電力量
		〔 k W 〕	〔 k Wh 〕
令和 8 年	3 月	530	110,000
	4 月	530	115,000
	5 月	530	110,000
	6 月	530	120,000
	7 月	530	145,000
	8 月	530	115,000
	9 月	530	90,000
	1 0 月	530	115,000
	1 1 月	530	135,000
	1 2 月	530	165,000
令和 9 年	1 月	530	180,000
	2 月	530	170,000
		合計	1,570,000



電 気 需 給 契 約 書 (案)

件 名 一関工業高等専門学校で使用する電気

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 秋保 聡 (以下「発注者」という。) と供給者 (以下「受注者」という。)とは、独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校で使用する電気の需給に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約の要領)

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

(1) 契約電力

その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(2) 契約金額

ア 基本料金 (常時電力) 金 円(1kW、1月当たり)
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

イ 電力量料金(常時電力)
夏季料金(7月～9月) 金 円(1kWh時当たり)
(うち消費税額及び地方消費税額 円)
その他季料金(夏季以外) 金 円(1kWh時当たり)
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(3) 供給場所 岩手県一関市萩荘字高梨

2 法律の改正により消費税額又は地方消費税額の税率が変動した場合には、改正以降の契約金額並びに消費税額及び地方消費税額は変動後の税率により計算した額とする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年3月2日(0:00)から令和9年3月1日(24:00)とする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は免除する。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(機密の保持義務)

第6条 発注者および受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項および、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、または他の目的に利用してはならない。第3条に規定する契約期間(以下「契約期間」という。)終了後またはこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所

定の手続きにより開示する場合はこの限りではない。

(計量及び検査)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量(以下「使用電力量」という。)を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間(以下「計量期間」という。)に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者が別に指定する発注者の職員による検査を受けるものとする。

2 受注者が発注者の電気需給に関する記録の提出を希望するときは、発注者はこれに応ずるものとする。

(使用電力の増減)

第8条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(対価の支払等)

第9条 受注者は、第7条の規定による検査に合格したときは、月毎に第2条第1号に定める契約電力に第2条第2号アに定める基本料金を乗じて得た額に、計量期間にかかる使用電力量に第2条第2号イに規定する電力量料金を乗じて得た額を加算した金額(以下「代金」という。)を、計量期間の翌月に、発注者に対し、適法な請求書により請求するものとする。なお、代金の計算における金額の単位は円単位とし、その端数は切り捨てるものとする。

2 発注者は、第1項に規定する請求書を受領したときは、受注者が定める約款に基づき受注者に代金を支払うものとする。

3 第1項の請求書は一関工業高等専門学校総務課契約係に送付するものとする。

(契約の解除)

第10条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、その理由を受注者に通知して契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により契約に違反したとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

2 受注者は、発注者がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を発注者に通知して契約を解除することができる。

(損害賠償)

第11条 発注者は、受注者が第10条に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて受注者は、当該日から契約期間満了の日までにかかる予定使用電力量に、第2条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、第9条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第10条の規定により電気の供給の完了前にこの契約が解除されたとき。

二 電気の供給業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続き開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続き開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続き開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなす)

れる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(契約の変更)

第12条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、発注者受注者協議の上、変更することができるものとする。

2 契約期間内に契約電力を変更するときは、発注者は、受注者が定める約款に規定のある場合、受注者に精算金を支払うものとする。

(不正行為)

第13条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(契約の細目)

第14条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 この契約について、発注者・受注者間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

(その他)

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため発注者・受注者は、次に記名し、押印するものとする。

この契約書は、2通作成し、双方各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県一関市萩荘字高梨
独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 秋保 聡

受注者

安 定 供 給 証 明 書

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校 契約担当役 殿

納入品目 一関工業高等専門学校で使用する電気

納入期間 令和8年3月2日0時00分から令和9年3月1日24時00分

上記納入につきまして弊社は、貴校の指定する期間、電力を安定的に供給することを
証明致します。

住 所
会 社 名
代 表 者

印

電 気 託 送 確 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校 契約担当役 殿

貴校が令和7年11月4日付けで入札公告した「一関工業高等専門学校で使用する電気」
(令和8年1月15日開札)について、下記の事項を遵守することを確約致します。

記

貴校の開札の結果、弊社が落札した場合には、貴校が本調達に関する入札説明書で掲げる事項を遵守します。また、送電に関しては東北管内の一般送配電事業者と事前に協議を行い、供給期間である令和8年3月2日0時00分から令和9年3月1日24時00分までの間、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則に従い、貴校が提示するとおりの供給を完全に行います。

住 所
会 社 名
代 表 者

印

※原則として、一般送配電事業者からの「接続検討結果」及び「接続供給契約申込書」
の写しを添付すること。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

令和 8 年 1 月 1 5 日 開札「一関工業高等専門学校で使用する電気」に係る質問書

会 社 名	
部署及び氏名	
回答連絡先	電話番号 : F A X 番号 : メールアドレス :
質問内容 (例) 1. 通貨の単位は何でしょうか？ 2. I - 4 - 1 配信サーバ (2) メインメモリ の項目で 4 G B 以上となっていますが、〇〇〇により 4 G B 以上を確保すること では不可でしょうか？ ※質問内容は例として書いています。 なお、仕様書についての質問は、内容の把握が容易に出来るよう、 仕様書の項目番号を記載する等工夫して下さい。	

※様式は任意のもので結構です。

問い合わせ先

一関工業高等専門学校総務課契約係 (担当者 佐藤良紀)
電話 0 1 9 1 - 2 4 - 4 7 1 2 (ダイヤルイン)
ファックス 0 1 9 1 - 2 4 - 3 6 2 2
メールアドレス z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp

※質問の受付期限は原則、令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金) 1 4 時 までとします。

【入札書封入封筒の参考例】

<表 面>

□ □ □ - □ □ □ □ 1 月 1 5 日 開 札 一 関 工 業 高 等 専 門 学 校 で 使 用 す る 電 気 (競争加入者氏名等) ○ ○ ○ ○ ○ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ ○ 印 (代理人氏名) (復) 代 理 人 ○ ○ ○ ○ ○ 印

<裏 面>

— (※表面と同じ印鑑) (印) (※表面と同じ印鑑) (印)
--

注 1 : 封筒は、任意とし、縦書き・横書きどちらでも構いません。

注 2 : 「入札件名」の部分は、**朱書き**で記載してください。

注 3 : 代理人（復代理人）が入札する場合は、代表者等の印は不用です。